

1964年3月27日(第3日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時40分~午後5時39分)

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久	豪太郎	2番	比嘉	定亮	3番	久村
4番	安次富	盛信	5番	嘉川	真六	6番	里川
7番	稲嶺	康正	8番	石田	英繁	9番	安大
10番	又吉	正弘	11番	川村	永喜	12番	宮城
13番	伊佐	眞得	14番	仲喜	永寿	15番	里中
16番	宮里	敏行	17番	伊貞	寿清	18番	昌助
20番	仲村	盛光	21番	古波藏	次郎		

3. 不応招議員は次のとおりである。

19番 武島行男

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村春勝	助役	呉屋真徳	収入役	沢しお	安一
総務課長	松川正義	民生課長	当山全喜	住民課長	仲村春信	
財政課長	奥里将俊	経済課長	伊佐友誠	水道課長	国吉真義	
建設課長	島袋昌兼	消防団長	大城仁幸			

7. 議会事務局の出席者

事務局長 宮城光雄 書記 照屋毅 島袋真由 知念善光

8. 議事日程は次のとおりである。

- 日程第1. 議案第11号、宜野湾市消防機関設置について。
- " 2. 議案第12号、宜野湾市消防職員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の設定について。
- " 3. 議案第13号、宜野湾市消防団員の定員、任免、給与、報務等に関する条例の設定について。
- " 4. 議案第14号、寄附による財産の取得について。
- " 5. 陳情第2号、公設市場使用料値下げ方について。
- " 6. 諒問第2号、市有財産の管理及び処分について。
- " 7. 陳情第1号、道路工事早急施工方陳情について。

1964年3月27日(第3回目)

1 開議並びに散会時刻 (午前10時40分~午後5時39分)

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛雄
4番	安次富盛信	5番	嘉川真大	6番	久村春安
7番	稻嶺正康	8番	石田英正	9番	里川安昇
10番	又吉正弘	11番	石川繁	12番	川城大助
13番	伊佐真得	14番	仲喜永	15番	宮中盛幸
16番	伊宮里敏	17番	伊佐貞寿	18番	古波藏清次郎
20番	仲村盛光	21番	古波藏清次郎		

3. 不応招議員は次のとおりである。

19番 武島行男

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 仲村春勝 助役 吳屋真徳 収入役 沢し安一
総務課長 松川正義 民生課長 当山全喜 住民課長 仲村春信
財政課長 奥里督俊 経済課長 伊佐友誠 水道課長 国吉真義
建設課長 島袋昌兼 消防団長 大城仁幸

7. 議会事務局の出席者

事務局長 宮城光雄 書記 照屋毅 島袋真由 知念善光

8. 議事日程は次のとおりである。

- 日程第1. 議案第11号、宜野湾市消防機関設置について。
- 2. 議案第12号、宜野湾市消防職員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の設定について。
- 3. 議案第13号、宜野湾市消防団員の定員、任免、給与、報務等に関する条例の設定について。
- 4. 議案第14号、寄附による財産の取得について。
- 5. 陳情第2号、公設市場使用料値下げ方について。
- 6. 諒問第2号、市有財産の管理及び処分について。
- 7. 陳情第1号、道路工事早急施工方陳情について。

日程第8・議案第10号、宜野湾市附属機関の設置について。

8. 会議の終末

議長～出席19名であります。市町村自治法第53条の規定によつて、議会成立致しますので只今より本日（第3日目）の会議を開きます。（午前10時40分）

議長～日程の件について皆様さにお諮りしたいことがありますので、暫休憩致します。

議長～暫休憩致します。（午前10時42分）

議長～再開致します。（午前11時10分）

議長～追加案件がありますので先の申合せのように日程追加をお願いいたします。

日程第22・議案第14号、を追加願います。議案第14号、寄附による財産の取得について。

それから日程第23・諮問第2号、市有財産の管理及び処分について。

次は陳情第1号、道路工事早急施工方陳情についてを追加願います
日程25に陳情第2号、公設市場使用料値下方陳情について。

議長～日程の順に従いまして、議案第11号宜野湾市消防機関設置についてを議題といたします。本案は総務委員会に付託してありましたが委員会より報告書がまいっておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～総務委員長の報告を求めます。

総務委員長～審査の経過を御報告申上げます。

去つた16日の本会議において総務委員会に付託されました本議案における審査を行いましたが報告書にもありますとおり本議案の内容は消防組織法の第7条に基き各市町村の消防事務を円かつならしめるために、それぞれの機関設置をしなければならないというふうに義務づけられておる内容であります。そこで本市におきましては従来その機関の一部が設置されそして消防行政が行われている現状であります。然し本市の消防組織或は消防施設の内容を検討いたしました所が従来の一部ではすでに規模や或は消防施設におきましても上部機関をおく必要が生じて來た訳であります。

したがいまして本委員会におきましては現在の施設の内容或は他の面も比較検討致しましたが本議案にありますように3つの部を設置して、そして消防行政の効果を或は消防事務の処理を円かつならし

日程第8. 議案第10号、宜野湾市附属機関の設置について。

8. 会議の眞未

議長～出席19名であります。市町村自治法第53条の規定によつて、議会成立致しますので只今より本日(第3日目)の会議を開きます。
(午前10時40分)

議長～日程の件について皆様さにお諮りしたいことがありますので、暫休憩致します。

議長～暫休憩致します。(午前10時42分)

議長～再開致します。(午前11時10分)

議長～追加案件がありますので先の申合せのように日程追加をお願いいたします。

日程第22. 議案第14号、を追加願います。議案第14号、寄附による財産の取得について。

それから日程第23. 諮問第2号、市有財産の管理及び処分について。

次は陳情第1号、道路工事早急施工方陳情についてを追加願います
日程25に陳情第2号、公設市場使用料値下方陳情について。

議長～日程の順に従いまして、議案第11号宜野湾市消防機関設置についてを議題といたします。本案は総務委員会に付託してありましたが委員会より報告書がまいつておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～総務委員長の報告を求めます。

総務委員長～審査の経過を御報告申上げます。

去つた16日の本会議において総務委員会に付託されました本議案における審査を行いましたが報告書にもありますとおり本議案の内容は消防組織法の第7条に基き各市町村の消防事務を円かつならしめるために、それぞれの機関設置をしなければならないというふうに義務づけられておる内容であります。そこで本市におきましては従来その機関の一部が設置されそして消防行政が行われている現状であります。然し本市の消防組織或は消防施設の内容を検討いたしました所が従来の一部ではすでに規模や或は消防施設におきましても上部機関をおく必要が生じて來た訳であります。

したがいまして本委員会におきましては現在の施設の内容或は他の面も比較検討致しましたが本議案にありますように3つの部を設置して、そして消防行政の効果を或は消防事務の処理を円かつならし

85

めるために本議案が適切な処置であるというふうに認定いたしまして原案通り可決してしかるべきものと決定いたした訳であります尚又委員会の附帯意見といたしまして從来消防職員の訓練をするために或は団員のいろいろな消防知識を高ようを図るために地区消防或は沖縄消防といったような機関を活用いたしましてやつておりますが、これから消防施設の拡充と或は規模が尚大きくなることによつて、そういうような機関も設置する必要があるかというふうな意見も一致してそして将来そういう機関設置も検討すべきであるという要望意見を出しております以上かんたんに御報告申し上げましたが尚又詳細にわたつては御質問にお答えしたいと思つております以上報告を終ります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午前11時21分)

議長～再開致します。(午前11時23分)

議長～質疑はございませんか、なければ質疑を打切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることに致します

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～別にないようありますが討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する討論を省略することにいたします。

議長～議案第11号、宜野湾市消防機関設置についてを表決に付します。

議長～本案について委員会案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め議案第11号、宜野湾市消防機関設置については委員会案通り可決決定いたします。

議長～次は議案第12号、宜野湾市消防職員の定員、任免、給与、服務等

あるために本議案が適切な処置であるというふうに認定いたしました原案通り可決してしかるべきものと決定いたした訳であります尚又委員会の附帯意見といしまして從来消防職員の訓練をするために或は団員のいろいろな消防知識を高ようを図るために地区消防或は沖縄消防といったような機関を活用いたしましてやつておりますが、これから消防施設の拡充と或は規模が尚大きくなることによつて、そういうような機関も設置する必要があるかというふうな意見も一一致してそして将来そういう機関設置も検討すべきであるという要望意見を出しております以上かんたんに御報告申し上げましたが尚又詳細にわたつては御質問にお答えしたいと思つております以上報告を終ります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午前11時21分)

議長～再開致します。(午前11時23分)

議長～質疑はございませんか、なければ質疑を打切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることに致します

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～別にないようありますが討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する討論を省略することにいたします。

議長～議案第11号、宜野湾市消防機関設置についてを表決に付します。

議長～本案について委員会案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め議案第11号、宜野湾市消防機関設置については委員会案通り可決決定いたします。

議長～次は議案第12号、宜野湾市消防職員の定員、任免、給与、服務等

に関する条例の設定についてを議題といたします。本案は総務委員会に付託してありましたが、委員会より報告書がまいつておりますので一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～総務委員長の報告を求めます。

議 長～暫休憩致します。（午前11時50分）

議 長～再開致します。（午前11時52分）

事務局長～委員長の報告に先立ちまして加入事項がございますので御願いいたします。報告書の2枚目の方に付帯意見として第9条第2項特例勤務手当については一般条例の特殊勤務手当も併記したところの特殊勤務手当支給条例を別に定めた方が望しい。

総務委員長～審査についての御報告を申上げます。先の機関設置の議案が決定されましてそれにあるところの消防本部及び消防設置の管理運用で、この条例が必要になり、今度制定するようになつております。そこで本議案に対しましては逐條的に慎重に検討してまいりました訳であります。そこで最も問題になつております所の定員及び給与の面或はその他服務任免についても重点的に検討いたしましたところ報告書にありますとおり原案を一部修正して可決してしかるべきものと決定いたしております。それについての理由も報告書に盛られておりますので、その他の面につきましては御質問にお答えしたいと思つております。よろしく御検討願いたいと思っております。以上報告を終ります。

議 長～本案に対する質疑を求める。

議 長～暫休憩致します。（午後12時3分）

議 長～再開致します。（午後12時5分）

議 長～質疑がなければ打切りたいと思ひますが御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異がないので本案に対する質疑を打切ることにいたします。

議 長～本案に対する討論を求める。

議 長～討論省略の声がございますが省略することに御異議ございませんか
（異議なしと呼ぶ）

に関する条例の設定についてを議題といたします。本案は総務委員会に付託してありましたが、委員会より報告書がまいつておりますので一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～総務委員長の報告を求めます。

議長～暫休憩致します。(午前11時50分)

議長～再開致します。(午前11時52分)

事務局長～委員長の報告に先立ちまして加入事項がございますので御願いいたします。報告書の2枚目の方に付帯意見として第9条第2項特例勤務手当については一般条例の特殊勤務手当も併合したところの特殊勤務手当支給条例を別に定めた方が望しい。

総務委員長～審査についての御報告を申上げます。先の機関設置の議案が決定されましてそれにあるところの消防本部及び消防設置の管理運用で、この条例が必要になり、今度制定するようになつております。そこで本議案に対しましては遂條的に慎重に検討してまいつた訳であります。そこで最も問題になつております所の定員及び給与の面或はその他服務任免についても重点的に検討いたしましたところ報告書にありますとおり原案を一部修正して可決してしかるべきものと決定いたしております。それについての理由も報告書に盛られておりますので、その他の面につきましては御質問にお答えしたいと思つております。よろしく御検討願いたいと思っております。以上報告を終ります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後12時3分)

議長～再開致します。(午後12時5分)

議長～質疑がなければ打切りたいと思ひますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異がないので本案に対する質疑を打切ることにいたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がございますが省略することに御異議ございませんか
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異がないものと認め本案に対する討論を省略することに決定致します。

議長～議案第12号、宜野湾市消防職員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の設定についてを表決に付します。
総務委員会案通り原案を一部修正して可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め議案第12号、宜野湾市消防職員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の設定については委員会案通り原案を一部修正して可決決定することに決定いたします。

議長～議案第13号、宜野湾市消防団員の定員・給与・任免・給与・服務等に関する条例の設定についてを議題といたします。
事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案は総務委員会に付託していましたが、委員会より報告書が参りておりますので、事務局長をして朗読せしめます。

議長～総務委員長の報告を求めます。

総務委員長～委員会の審査経過を御報告申上げます。先の議案第11号、第12号とも関連いたしまして機関設置をしたためにそこに消防団の非常勤消防団の運用規程になつております。
それ従来ありました消防団の条例がこの条例設定によつて廃止されるという事でありまして現行の条例にも比較検討しながら逐條的に慎重に検討して参つた訳であります。内容及び結果においては報告書に盛つてありますが特にこの議案は非常勤の消防団の定員・任免・給与及び服務等についての条例であります。特に主眼をおきましたのは常備職員を補充して消防機能を充分發揮していくこの常備隊員の任務であります。そこで定員・任免・給与及び服務等について主眼をおき若干字くの修正と条文の修正をやつて可決すべきものと決定した訳であります。その修正の箇所及び内容については報告書にござりますので、それを検討していただきまして、尚又他に詳細にわたる面につきましては御質問にお答えしたいと思つております以上簡単に御報告申上げます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

10番～先き程条例で団員というのは非常勤であるというふうに承わつておりますが、この第10条の給与の方で2項の3号に（宜野湾市職員の給与に関する条例）を加入したのはどういう理由か。

議長～御異がないものと認め本案に対する討論を省略することに決定致します。

議長～議案第12号、宜野湾市消防職員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の設定についてを表決に付します。
総務委員会案通り原案を一部修正して可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め議案第12号、宜野湾市消防職員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の設定については委員会案通り原案を一部修正して可決決定することに決定いたします。

議長～議案第13号、宜野湾市消防団員の定員、給与、任免、給与、服務等に関する条例の設定についてを議題といたします。
事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案は総務委員会に付託してありましたが、委員会より報告書が参りておりますので、事務局長をして朗読せしめます。

議長～総務委員長の報告を求めます。

総務委員長～委員会の審査経過を御報告申上げます。先の議案第11号、第12号とも関連いたしまして機関設置をしたためにそこに消防団の非常勤消防団の運用規程になつております。
それ従来ありました消防団の条例がこの条例設定によつて廃止されるという事でありますて現行の条例にも比較検討しながら遂條的に慎重に検討して参つた訳であります。内容及び結果においては報告書に盛つてありますが特にこの議案は非常勤の消防団の定員、任免、給与及び服務等についての条例でありますて特に主眼をおきましたのは常備職員を補充して消防機能を充分發揮していくこの常備隊員の任務であります。そこで定員、任免、給与及び服務等について主眼をおき若干字くの修正と条文の修正をやつて可決すべきものと決定した訳であります。その修正箇所及び内容については報告書にござりますので、それを検討していただきまして、尚又他に詳細にわたる面につきましては御質問にお答えしたいと思つております以上簡単に御報告申上げます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

10番～先き程条例で団員といふのは非常勤であるというふうに承わつておりますが、この第10条の給与の方で2項の3号に（宜野湾市職員の給与に関する条例）を加入したのはどういう理由か。

総務委員長～お答え申上げます。只今の御質問は第10条の2項3号ですか
これにつきましては団員に給与する場合は2項でいう市職員の条例
を適用する。準用するんだという条文であります。必ずしも給与
を支給するんだということではないようであります。
これにははつきり報酬と費用弁償、それから特殊勤務手当、皆直手
当というふうに限定されておりますが、その方法については1号、
2号、3号を準用するということになつております。支給の方法に
ついてはですね。

10番～非常勤であればもち論1号、2号は適用すると思いますが、いわゆ
る今先の説明ではこれは適用しないというようなお答えありますが
不要なものを入れなければならないという理由は何か。

議長～暫休憩致します。(午後3時25分)

議長～再開致します。(午後3時27分)

1番～審査の過程におきまして今までの条例を資料として提案されており
ます。消防団条例との関連性はどうなつているかお伺いいたします

総務委員長～お答えします。現行消防団の条例とも比較検討しておりますが
現行の消防団条例は非常勤、常勤、全消防団を含めての条例であります。そこで今回設定されますところのこの条例は非常勤団員だけ
に適用する条例であります。若干関連する部面もあるかと思いますが、各々その性質においては全然異つた条例の性格があるんぢや
ないかとこういうふうに考えております。

1番～只今の御見解は宜野湾市消防団条例は依然として効力を發揮する
ことありますですね。

委員長～いいえ、その場合にこの条例の施行によつて従来の消防団条例は同
時に廢止されるということがはつきり附則でうたわれております。

8番～第11条の見なし規定について一寸2ヶの件についてお伺いいたし
ます。いわゆる団員以外で市長、消防長、消防署長或は消防団長の
命令並びに要請をした時というふうにあります。どういう時にこの
命令或は要請をするかですね。
もう1ヶは団員外ではあるんだがこういう災害行使とか或は事務的
仕事は実際問題としてその消防車が来た時には既にchin火していた
と、或は救助していたといひつた場合に、これは命令とか要請では
ないんだが、つまり既に救助活動に相当な活やくをしていたとい
ものに対する問題この2点について特殊勤務手当を支給するので、
こういう2点についてお尋ねします。

総務委員長～お答え申上げます。只今の御質問は第10条の2項3号ですか
これにつきましては団員に給与する場合は2項でいう市職員の条例
を適用する。準用するんだという条文であります。必ずしも給与
を支給するんだということではないようあります。
これにははつきり報酬と費用弁償、それから特殊勤務手当、宿直手
当というふうに限定されておりますが、その方法については1号、
2号、3号を準用するということになつております。支給の方法に
ついてはですね。

10番～非常勤であればもち論1号。2号は適用すると思いますが、いわゆ
る今先の説明ではこれは適用しないというようなお答えありますが
不要なものを入れなければならぬという理由は何か。

議長～暫休憩致します。(午後3時25分)

議長～再開致します。(午後3時27分)

1番～審査の過程におきまして今までの条例を資料として提案されており
ます。消防団条例との関連性はどうなつているかお伺いいたします

総務委員長～お答えします。現行消防団の条例とも比較検討しておりますが
現行の消防団条例は非常勤、常勤、全消防団を含めての条例であります。そこで今回設定されますところのこの条例は非常勤団員だけ
に適用する条例であります。若干関連する部面もあるかと思いま
すが、各々その性質においては全然異つた条例の性格があるんぢや
ないかとこういうふうに考えております。

1番～只今の御見解は宜野湾市消防団条例は依然として効力を發揮する
ことありますですね。

委員長～いいえ、その場合にこの条例の施行によつて従来の消防団条例は同
時に廃止されるということがはつきり附則でうたわれております。

8番～第11条の見なし規定について一寸2つの件についてお伺いいたし
ます。いわゆる団員以外で市長、消防長、消防署長或は消防団長の
命令並びに要請をした時というふうにあります。どういう時にこ
の命令或は要請をするかですね。

もう1つは団員外ではあるんだがこういう災害行使とか或は事務的
仕事は実際問題としてその消防車が来た時には既にちん火していた
と、或は救助していたといひつた場合に、これは命令とか要請では
ないんだが、つまり既に救助活動に相当な活やくをしていたとい
るものに対する問題この2点について特殊勤務手当を支給するので、
こういう2点についてお尋ねします。

総務委員長～この見なし規定につきましては団員以外というのは各部落にあ
る自衛消防団を指しているんぢやないかと思つております。
この従来の消防団の条例の中にその分団も含めて消防団とい
うことになつていましたが然しこの条例では各部落にある消防団
は一応除外されておりますので団員以外の指導者というのは。
そういうことを指しているのではないかと思つております。
そこで若しそういう団体がいわゆる各部落の分団員が出動した
場合はこの第10条の規定を適用して危険の任務に当つたとい
うことで支給するというような内容ぢやないかといふうに考
えております。もう1点についてはおそらくその地域以外の分団がど
うしても他地域の人手不足でその分団の出勤がなければ
ならないといつた場合は他地域であつてもその部落の分団に出
勤を要請される場合には自から市長、消防長、消防署長の要請
に依つたということになる段ですね。その地域において要請し
なくとも当然そこに自衛消防団や或は警防団は真先にかけつけ
てきてその災害防除に当らなければならぬという場合に要請
するしないは別としてでも当然やるべきですが、そこは又その
分団が団員と見なされると即ち要請によつて出勤したといふ
うに見なされた場合は特殊勤務手当を支給するんだという様な
解しやすく立つております。

8 番～これは要請された場合、命令された場合はよく分りますけれども、
結局この第11条はあくまで見なし規定ですからね。団員以外で
何等命令とか或は要請がなかつたんだがいわゆる道義的意味でこれ
はしのびないと、これはたれしもそろがうと思ふんですが、救助し
たは仕するといつた場合に事後ににおいていわゆる事後承認という形
でもするのかですね、又命令でもない要請でもないんだからこの規
定にはあてはめない。実際問題としてはその活動面においては充分
な効果を表しようにも値するだらうと思うんでですがね。こういつた
場合の取扱いですね。あくまでも命令、要請をもつてのこの規定で
あるかお伺いいたします。

議 長～暫休憩致します。(午後3時35分)

議 長～再開致します。(午後3時42分)

議 長～大体質疑もつきたようありますが、本案に対する質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないようありますので本案に対する質疑を打切ることに
いたします。

総務委員長～この見なし規定につきましては団員以外というのは各部落にあ
る自衛消防団を指しているんぢやないかと思つております。
この従来の消防団の条例の中にその分団も含めて消防団とい
うことになつていきましたが然しこの条例では各部落にある消防団
は一応除外されておりますので団員以外の指導者といふのは、
そういうことを指しているのではないかと思つております。
そこで若しそういう団体がいわゆる各部落の分団員が出動した
場合はこの第10条の規定を適用して危険の任務に当つたとい
うことで支給するというような内容ぢやないかというふうに考
えております。もう1点についてはおそらくその地域以外の分団がそ
団がどうしても他地域の人手不足でその分団の出動がなければ
ならないといった場合は他地域であつてもその部落の分団に出
動を要請される場合には自から市長・消防長・消防署長の要請
に依つたということになる訳ですね。その地域において要請し
なくとも当然そこに自衛消防団や或は警防団は真先にかけつけ
てきてその災害防除に当らなければならぬという場合に要請
するしないは別としてでも当然やるべきですが、そこは又その
分団が団員と見なされると即ち要請によつて出動したといふ
うに見なされた場合は特殊勤務手当を支給するんだという様な
解しやすくに立つております。

8番～これは要請された場合、命令された場合はよく分りますけれども、
結局この第11条はあくまでも見なし規定ですからね。団員以外で
何等命令とか或は要請がなかつたんだがいわゆる道義的意味でこれ
はしのびないと、これはたれしもそうだろうと思うんですが、救助し
たは仕するといつた場合に事後においていわゆる事後承認という形
でもするのかですね、又命令でもない要請でもないんだからこの規
定にはあてはめない。実際問題としてはその活動面においては充分
な効果を表しようにも値するだろうと思うんですがね。こういつた
場合の取扱いですね。あくまでも命令、要請をもつてのこの規定で
あるかお伺いいたします。

議長～暫休憩致します。（午後3時35分）

議長～再開致します。（午後3時42分）

議長～大体質疑もついたようありますが、本案に対する質疑を打切ること
とに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないようありますので本案に対する質疑を打切ることに
いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～別に御意見がないようありますので、本案に対する討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないようありますので本案に対する討論を省略することにいたします。

議 長～議案第13号宜野湾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の設定についてを表決に付します。

委員会案通り原案を一部修正して可決することに御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め議案第13号、宜野湾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の設定については委員会案通り原案を一部修正して可決決定することに決定いたしす。

議 長～暫休憩致します。(午後3時45分)

議 長～再開致します。(午後3時49分)

議 長～日程第22、議案第14号、寄附による財産の取得についてを議題といたします。一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～今回の議会が開会されてから実はこの契約案が沖縄遺族連合会と京都の沖縄ほ賛会と両方の代表が見えて当局の方にこういうふうに契約したいというのが決つたのをこれを提案してありますが。そのいきさつを申上げますと前に京都から嘉数の高台の慰靈碑を建てたい、そしてその土地を100坪位世話をしてくれというものだから、南連の事務局からもそれから沖縄遺族会からも見えて一諸になつて嘉数の部落の代表者の方々から、それで良いということになつて、その京都の方が土地を買ってそこに京都の慰靈塔を建てる様になつておりますが、本土(京都)と沖縄との関係で京都として沖縄に土地をもつことが出きないということでお最初はこの提案も京都の方から譲り受けるようなかつこうになつておつたんだが、そうなると今度は土地の売買を嘉数の部落がいわゆる日本人とやつたということで又これを布令にふれるおそれがあるので、一応金は京都の方が出すから遺族連合会が土地を買うた形にして、市は遺族連合会

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～別に御意見がないようありますので、本案に対する討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないようありますので本案に対する討論を省略することにいたします。

議長～議案第13号宜野湾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の設定についてを表決に付します。
委員会案通り原案を一部修正して可決することに御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め議案第13号、宜野湾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の設定については委員会案通り原案を一部修正して可決決定することに決定いたしす。

議長～暫休憩致します。(午後3時45分)

議長～再開致します。(午後3時49分)

議長～日程第22、議案第14号、寄附による財産の取得についてを議題といたします。一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～今回の議会が開会されてから実はこの契約案が沖縄遣族連合会と京都の沖縄ほ賛会と両方の代表が見えて当局の方にこういうふうに契約したいというのが決つたのでこれを提案してあります。そのいきさつを申上げますと前に京都から嘉数の高台の櫻花塚を建てたい、そしてそこの土地を100坪位世話をしてくれというものだから、南連の事務局からもそれから沖縄遣族会からも見えて一話になつて嘉数の部落の代表者の方々から、それで良いということになつて、その京都の方が土地を買うてそこに京都の櫻花塚を建てる様になつておりますが、本土(京都)と沖縄との関係で京都として沖縄に土地をもつことが出きないということで最初はこの提案も京都の方から譲り受けるようなかつこうになつておつたんだが、そうなるといふと今度は土地の売買を嘉数の部落がいわゆる日本人とやつたということ又これを布令にふれるおそれがあるので、一応金は京都の方が出すから遣族連合会が土地を買うた形にして、市は遣族連合会

からこれを譲り受ける形にした方が良いということで只今の案を準備した訳であります。これについてこちらとしては向こうが何故そうするかについては今後どうしてもその維持管理については宜野湾市に見てもらつた方が良いからというので、若しそれに経費がかかるんだつたら両方相談して負担して良いからヨツこの契約でよければ譲り受けてもらいたいというふうな事でありましたので、これを提案しております。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。（午後3時58分）

議 長～再開致します。（午後4時21分）

議 長～別に質問がなければ本案に対する質疑を打切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることにいたします。

議 長～討論を求めます。

議 長～ご意見もないようありますが討論を省略することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないようありますので本案に対する討論を省略することにいたします。

議 長～議案第14号、寄附による財産の取得についてを表決に付します。原案通り可決することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないものと認め全会一致でもつて原案通り可決決定いたします。

議 長～日程25・陳情第2号、公設市場使用料値下げについてを議題いたします。
事務局長をして朗読せしめます。

からこれを譲り受ける形にした方が良いということで只今の案を準備した訳であります。これについてこちらとしては向こうが何故そうするかについては今後どうしてもそこの維持管理については宜野湾市に見てもらつた方が良いからというので、若しそれに経費がかかるんだつたら両方相談して負担して良いからエツこの契約でよければ譲り受けてもらいたいというふうな事でありましたので一応これを提案しております。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。（午後3時58分）

議 長～再開致します。（午後4時21分）

議 長～別に質問がなければ本案に対する質疑を打切りたいと思います。
御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることにいたします。

議 長～討論を求めます。

議 長～ご意見もないようありますが討論を省略することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないようありますので本案に対する討論を省略することにいたします。

議 長～議案第14号、寄附による財産の取得についてを表決に付します。
原案通り可決することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないものと認め全会一致でもつて原案通り可決決定いたします。

議 長～日程25、陳情第2号、公設市場使用料値下げについてを議題といたします。
事務局長をして朗読せしめます。

議長～暫休憩致します。(午後4時29分)

議長～再開致します。(午後4時43分)

議長～本陳情は質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議長～日程23・諮問第2号、市有財産の管理及び処分についてを議題といたします。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～これを提案いたしましたのは市有財産とありますけれども、元の嘉数の小学校敷地の箇所がそのまま市がもつていたんでは市のためにどうかと思いますので、これを処分して個人に売った方が有利ぢやないかと考えられますので、これを諮問してある訳であります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後4時46分)

議長～再開致します。(午後5時3分)

議長～諮問第2号市有財産の管理及び処分については質疑の段階において継続審議といたします。

議長～只今定刻5時であります本日の日程がまだ終了しておりませんので時間延長をしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議長～日程24・諮問陳情第1号、道路工事早急施工方についてを議題といたします。

議長～暫休憩いたします。(午後5時4分)

議長～再開いたします。(午後5時5分)

議 長～暫休憩致します。(午後4時29分)

議 長～再開致します。(午後4時43分)

議 長～本陳情は質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～日程23. 質問第2号、市有財産の管理及び処分についてを議題といたします。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～これを提案いたしましたのは市有財産とありますけれども、元の嘉数の小学校敷地の箇所がそのまま市がもつていたんでは市のためにどうかと思いますので、これを処分して個人に売った方が有利ぢやないかと考えられますので、これを質問してある訳であります。よろしく御審議をお願いいたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後4時46分)

議 長～再開致します。(午後5時3分)

議 長～質問第2号市有財産の管理及び処分については質疑の段階において継続審議といたします。

議 長～只今定刻5時であります本日の日程がまだ終了しておりませんので時間延長をしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～日程24. 質問陳情第1号、道路工事早急施工方についてを議題といたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時4分)

議 長～再開いたします。(午後5時5分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後5時8分)

議長～再開いたします。(午後5時17分)

議長～本陳情につきましては質疑の段階において総統審議にしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議長～議案第10号、宜野湾市附属機関設置についてを議題といたします

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～本案については質疑の段階において総務委員会に付託したいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議長～陳情第1号、道路工事早急施工方陳情については経工委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議長～陳情第2号、公設市場使用料値下方陳情については財政委員会に付託したいと思いますが御異議ございません。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

尚審査の方法については来る29日までに報告してもらうと、又審査は休会中も審査願います。

議長～暫休憩いたします。(午後5時37分)

議長～再開いたします。(午後5時38分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時8分)

議 長～再開いたします。(午後5時17分)

議 長～本陳情につきましては質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～議案第10号、宜野湾市附属機関設置についてを議題といたします

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～本案については質疑の段階において総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～陳情第1号、道路工事早急施工方陳情については経工委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～陳情第2号、公設市場使用料値下方陳情については財政委員会に付託したいと思いますが御異議ございません。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

尚審査の方法については来る29日までに報告してもらうと、又審査は休会中も審査願います。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時37分)

議 長～再開いたします。(午後5時38分)

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、ここでをもつて本日の会議
を閉ずことにいたします。
尚明日は午前10時より再開することにいたします。

議長～散会（午後5時39分）

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、ここでをもつて本日の会議
を閉ずことにいたします。
尚明日は午前10時より再開することにいたします。

議長～散会（午後5時39分）